

**(仮称) 地域循環型食料システムの構築に向けた戦略策定支援業務
及び中央卸売市場経営展望策定支援業務
企画提案書募集要領**

1 業務の名称

(仮称) 地域循環型食料システムの構築に向けた戦略策定支援業務
及び中央卸売市場経営展望策定支援業務委託

2 業務の概要

これまでの本市においては、「食料・農業・農村基本計画」に基づき、主に農業者の所得向上など、産業としての農業振興を目的として進めてきたところである。

こうした中、農業従事者の減少や気候変動による栽培環境の変化に伴う農作物の収量の減少など、市民に対する食料の安定供給に向けては、これまでの農業振興のための支援に加え、農業者は生産した農水産物を市内に出荷し、加工・流通・販売事業者は取扱量を増やし、市民は市内農水産物を消費するよう意識の転換を図るとともに、宇都宮市民への食料安定供給の確保を図りながら好循環いくための仕組み「(仮称) 地域循環型食料システム」の構築を図っていく必要がある。

また、中央卸売市場においては、「(仮称) 地域循環型食料システム」の中核のとして、取扱数量の減少や市場外流通の増加、物流構造の変化などを背景に、市場の持続的な運営に向けた経営展望の見直しが必要となっている。

このため、本調査では、本市における農水産物の流通構造や流通量、物流体制等について体系的な調査を行い本市農水産物の流通の実態を把握するとともに、農水産物の好循環の仕組み「(仮称) 地域循環型食料システム」の構築に向けた戦略及び「中央卸売市場の経営展望」の策定に向けた素案の作成を行う。

【本業務の構成】

- ・ 第1部 農水産物流通実態に関する共通調査
- ・ 第2部 中央卸売市場経営展望の策定支援
- ・ 第3部 (仮称) 地域循環型食料システム構築に向けた戦略の策定支援

3 プロポーザルの内容

(1) 件名

(仮称) 地域循環型食料システムの構築に向けた戦略策定支援業務
及び中央卸売市場経営展望策定支援業務委託

(2) 業務内容

詳細な業務内容は、仕様書のとおりとする。

(3) 選定方法

地方自治法施行令第176条の2第1項第2号の規定に基づく随意契約を前提とした公募型プロポーザル方式により、本件に係るプロポーザル審査委員会を設置して提案内容の評価を行い、随意契約の候補者を選定する。

(4) 公募方法

- ・ 宇都宮市ホームページに実施要領、参加申請書等を掲載し、提案を公募する。[\(http://www.city.utsunomiya.tochigi.jp/\)](http://www.city.utsunomiya.tochigi.jp/)
- ・ また、宇都宮市中央卸売市場においても実施要領等を配付する。

(5) 契約期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

(6) 企画提案上限額

27,800,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

※ 金額は予定価格を示すものではなく、提案内容の規模を示すための参考である。

※ 消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税抜きの見積額に10%で算出した消費税相当額を加算した総額が予算限度額の範囲内にあることを提案の必須条件とする。なお、予算限度額を超えて提出された提案については『失格』とし、提案内容の評価は行わない。

※ 提案に係る見積書は、任意の様式により作成することとし、見積額は作業項目ごとの内訳についても記載するものとする。

(7) プロポーザルに係るスケジュール

内 容	日 時
公募期間	令和8年 4月30日（木）から 令和8年 5月28日（木）午後5時まで
参加申請関係書類及び 質問書の受付期限	令和8年 5月14日（木）午後5時まで
質問書に対する回答	令和8年 5月18日（月）までに回答
提案書・見積書の提出期限	令和8年 5月28日（木）正午まで
プレゼンテーション（審査）	令和8年 6月 2日（火）
審査結果の通知	令和8年 6月10日（水）

※ このスケジュールは変更する場合があります。

4 プロポーザルに係る事務を担当する部局の名称、所在地及び連絡先

(1) 名称

宇都宮市 経済部 中央卸売市場 企画グループ

(2) 所在地

〒321-0933 栃木県宇都宮市築瀬町1493番地

(3) 連絡先

TEL : 028 (637) 6041

FAX : 028 (637) 9692

E-mail : u2330@city.utsunomiya.tochigi.jp

5 プロポーザル手続等において使用する言語、通貨及び単位

(1) 言語

日本語

(2) 通貨

日本国通貨

(3) 単位

日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位

6 参加資格等

(1) 参加資格

本件プロポーザルに参加するものは、以下の条件をすべて満たすものとする。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

イ 宇都宮市の令和7～10年度入札参加有資格者名簿（物品製造・販売・委託業務・その他）の「調査・分析等業務」に登録されている者、または、令和8年7月1日までに登録が完了する見込みの者（6月5日までに名簿登録申請）。

ウ 宇都宮市入札参加停止等措置要領に基づく入札参加停止若しくは入札参加保留の措置が行われている者又はこれらの措置要件のいずれかに該当する事実があると認められる者ではないこと。

エ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申し立てがなされていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申し立てがなされていない者であること。ただし、手続開始の決定後、宇都宮市長が別に定める入札参加資格の再認定を受けた者を除く。

オ 政令指定都市、中核市、特別区その他人口30万人以上の基礎自治体において、農業分野又は経済産業分野等、類似の調査分析や中央卸売市場の経営戦略策定支援業務等を受託した実績があること。

カ 本業務の監督員及び業務主任担当者に相当する者がプレゼンテーションに参加できること。

(2) 参加申請関係書類の提出

本件プロポーザルへの参加を希望する者は、次のとおり「参加申請書」及び参加資格オに掲げる「実績一覧」(以下「参加申請関係書類」という。)を提出しなければならない。

ア 提出書類 参加申請関係書類

イ 提出期限 令和8年5月14日(木)午後5時まで

ウ 提出先 〒321-0933 栃木県宇都宮市築瀬町1493番地
宇都宮市 経済部 中央卸売市場 企画グループ

エ 提出部数 1部

オ 提出方法 上記提出場所に持参または郵送にて提出すること。

なお、提出時間は、宇都宮市の閉庁日を除く各日午前8時30分から午後5時までとする。

※ 郵送の場合は令和8年5月14日(木)必着

7 質問及び回答

本件プロポーザル提案書の作成にあたり質問がある場合には、質問書を作成し提出すること。

(1) 質問書の提出

ア 提出期限 令和8年5月14日(木)午後5時まで

イ 提出先 〒321-0933 栃木県宇都宮市築瀬町1493番地
宇都宮市 経済部 中央卸売市場 企画グループ

ウ 提出方法 自由様式により電子メールで提出すること。

なお、その他の方法での提出は無効とし、電話や窓口での口頭による質問には対応しない。

<E-mail : u2330@city.utsunomiya.tochigi.jp>

(2) 質問への回答方法

令和8年5月18日(月)までに、質問者に関する情報を削除した上で、全対象者へ電子メールにて回答する。

なお、回答した内容は、本要領又は仕様書に対する追加又は修正とみなす。

8 提案書の提出について

(1) 提出書類

提出できる提案は1案とし、本業務に係る下記の書類を提出すること。

- ・ 企画提案書(任意様式)
- ・ 見積書(任意様式)

(2) 提出期限

令和8年5月28日（木）午後5時まで（必着）

(3) 提出先

〒321-0933 栃木県宇都宮市築瀬町1493番地
宇都宮市 経済部 中央卸売市場 企画グループ

(4) 提出方法等

- ・ 提出する提案は1案とし、持参又は郵送（書留に限る。）により提出することとし、その他の方法による提出は認めない。
- ・ 持参により提案書を提出する場合の受付時間は、宇都宮市の閉庁日を除く各日午前8時30分から午後5時までとする。
- ・ 要求した内容以外の書類、図面等については受理しない場合がある。

(5) 提出書類の規格

- ・ 提案書は、本要領「9 提案書記載事項」の項目に沿って作成すること。
- ・ 原則として左綴じで作成すること。

(6) 提出書類の形態及び部数

- ・ 提案書（紙媒体、カラー）・・・・・・・・・・10部（うち1部は未製本）
- ・ 提案書の電子データ（DVD-R）・・・・・・・・・・1部
（Microsoft office Word 又は PowerPoint で作成した電子データを提出すること。）
- ・ 見積書・・・・・・・・・・・・・・・・・・2部（原本1部、写1部）

(7) 疑義の照会

提案書の内容等について、後日、宇都宮市から照会を行うことがある。

(8) 提案のための費用負担

提案にかかる費用は、全て提案者の負担とする。

(9) 提案書の提出辞退

参加を辞退する場合は、令和8年5月28日（木）午後5時までに、辞退することを本市へ電話連絡をした上で、必ず本市の様式により辞退届を持参、または郵送により提出すること。なお、辞退は自由であり、今後、当該辞退による不利益は生じない。

(10) その他

ア 提案書の取扱い

- ・ 企画提案書の提出後において、提案者の選定までの間は、提案書に記載された内容の追加及び変更は認めない。ただし、当市が提案書の差し替え、変更又は取り消しを認めたときはこの限りではない。
- ・ 提出された企画提案書等は一切返却しない。
- ・ 提出された企画提案書等は複製する場合がある。

イ 提案書の公開等

- 提出された提案書等は、宇都宮市情報公開条例に基づく情報公開請求の対象となり、非公開とすべき部分を除き公開される場合がある。

ウ 秘密の厳守

- 指名された者は、本プロポーザルにより知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。

9 提案書記載事項

提案書の作成に当たっては、仕様書の内容及び以下の項目を踏まえ、構築性が高く、具体的で効果的な内容を提案すること。

また、提案書の表現については、専門的な知識を有しない者でも理解できるよう、分かりやすいものとする。

構成については、以下に示す構成に沿って作成すること。

- 表紙，目次，本編で構成すること。
- 原則として，A4判，横書きで作成すること。（縦型又は横型いずれかで統一のうえ，縦型にあつては左綴じ，横型にあつては上綴じとする。）
- 図・表等は，A3判（折込み）を可とする。

① 表紙

「(仮称) 地域循環型食料システムの構築に向けた戦略策定支援業務及び中央卸売市場経営展望策定支援業務委託」と題名を記載し，提出日，提案者名を記載すること。

② 目次

目次を作成のうえ，参照先の頁番号を記載すること。

③ 本編

本編は，以下の記載項目一覧の順序，内容に従い作成することとし，全ての項目について漏れなく記載すること。

	提出書類	備 考
1	実施体制	以下の点について記載すること。 ・ 配置予定の業務主任技術者，担当技術者 ※他の企業等に当該業務の一部を再委託する場合には，分担業務の内容，再委託先及びその理由を記載すること。
2	業務担当者の経歴	以下の点について記載すること。 ・ 配置予定の業務主任技術者，担当技術者の経歴 ・ 手持ち業務は，契約額100万円以上の業務をすべて記載（令和4年4月1日現在）

3	過去5年間の同種または類似業務の実績	<p>以下の点について記載すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・同種または類似の業務実績 <p>※特に、本市と生産構造が類似する自治体における業務実績を有する場合には、類似点を明確して記載すること。</p> <p>※2に記載した配置予定の業務担当者が業務を参画している場合には、業務における立場や内容、成果等を記載すること。</p>
4	業務の実施方針	<p>以下の点について記載すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・業務の実施方針、実施手法、実施フロー、工程計画及びその他（仕様書に対する提案、意見等）必要な事項
5 仕様書に関する提案		
(1) 第1部 農産物流通実態に関する共通調査		
	①調査対象及び調査方法	<ul style="list-style-type: none"> ・重点品目の考え方、選定方法を具体的に示すこと。 ・生産者、JA、中央卸売市場、直売所、小売店、飲食店、学校給食関係者、流通事業者、消費者等に対し、どのようなアンケート調査、ヒアリング調査及び既存統計分析を行うか提案すること。 ・また、調査件数及び回収率向上の工夫について具体的に示すこと。
	②流通構造及び流通量の把握	<ul style="list-style-type: none"> ・「生産→集荷→卸売→小売→消費」の流れをどのように整理し、市内流通及び市外出荷の流れ、主要な流通経路ごとの流量をどのように把握・推計するか提案すること。 ・特に、JA出荷、市場流通、直売所、小売店、飲食店、EC、学校給食等を含め、本市農産物流通の全体像が分かる整理方法を示すこと。
	③需要及び規格外品の把握	<ul style="list-style-type: none"> ・小売店、飲食店、学校給食、家庭消費等における市内農産物の需要量及び市内農産物への切替可能量をどのように把握するか提案すること。 ・また、規格外品及び未利用農産物について、発生量、処分方法、需要、販売可能性及び生産者所得向上への効果をどのように把握するか提案すること。
	④物流構造及び課題の整理	<ul style="list-style-type: none"> ・集荷方法、配送ルート、共同配送の可能性、物流コスト等をどのように把握し、物流上の課題をどのように整理するか提案すること。 ・特に、出荷ロット、需給調整、配送体制、物流コスト等について、どのような視点で分析するか示すこと。

	第2部 中央卸売市場経営展望の策定支援	
	①市場を取り巻く環境及び本市場の現状分析	<ul style="list-style-type: none"> ・全国的な市場環境の変化及び本市場の現状をどのように分析するか提案すること。 ・特に、本市場の流通圏、輸送ルート、主要な出荷者・販売先、他市場との関係性、本市場の役割及び課題をどのように把握するか示すこと。
	②将来需要及び市場機能の検討	<ul style="list-style-type: none"> ・本市場の将来需要をどのように予測し、今後必要となる市場機能をどのように整理するか提案すること。 ・また、従来の市場機能に加え、新たな市場機能の可能性についてどのように検討するか示すこと。
	③経営展望の取りまとめ	<ul style="list-style-type: none"> ・本市場の課題、方向性及び今後取り組むべき施策をどのように整理し、実効性のある経営展望として取りまとめるか提案すること。
	第3部 (仮称) 地域循環型食料システム構築に向けた戦略の策定支援	
	①地域内循環の実態及び課題の整理	<ul style="list-style-type: none"> ・本市における地産地消率、市内需要に対する供給可能性及び地域内循環の現状をどのように整理するか提案すること。
	②地域循環型食料システムの方向性	<ul style="list-style-type: none"> ・流通及び物流における課題をどのように整理し、地域循環型食料システムの検討につなげるか示すこと。 ・地域物流拠点、共同配送、学校給食との連携、直売ネットワーク、EC連携、規格外品の活用等について、本市においてどのような仕組みが考えられるか提案すること。 ・特に、地域内循環の拡大と生産者所得向上を両立する仕組みを具体的に示すこと。
	③戦略素案の作成	<ul style="list-style-type: none"> ・現状、課題、方向性、今後検討が必要な事項をどのように整理し、戦略素案として取りまとめるか提案すること。
その他	会社概要	<ul style="list-style-type: none"> ・会社概要を記した資料(パンフレット等)を添付する。

※ 仕様書に示す業務内容に係る要件を満たした上で、仕様書にない点等について、より良い提案がある場合はその内容について明記すること。

※ 仕様書の要件とは別に、本業務においてアピールする点があれば、その内容を記載してもよい。

10 提案内容の評価項目

提案書の評価については、主に次の基準により総合的に行う。

- ① 業務体制・実績
- ② 企画提案内容の具体性及び実効性

- ③ プレゼンテーション
- ④ 調査報告書等の作成能力
- ⑤ 見積価格及びその妥当性
- ⑥ 地域経済への貢献度

11 審査方法及び審査結果

提出された提案書の審査と併せて、提案内容に係るプレゼンテーション審査を実施し、提案者への質疑等を行った上で、最も優れた提案をした提案者及び次点を選定する。

(1) 提案のプレゼンテーション

- ア 日 時 令和8年6月2日（火）
- イ 場 所 当市の指定する場所（別途連絡）
- ウ 説明者 本業務遂行時の主務及び実務担当予定者（2名程度）
- エ 説明時間等 持ち時間20分
説明終了後に必要に応じて質疑応答を行う。（質疑応答に係る時間は持ち時間に含めない。）
- オ 説明資料等 資料は、提出した Microsoft office Word または PowerPoint で作成した DVD-R のみ使用可能とする。なお、Microsoft Office がインストールされたパソコン、プロジェクター、スクリーンは当市が用意する。

(2) 提案者の失格事項

次に掲げる場合に該当するときは、その者が提出した企画提案書を無効とし、選定の対象外とする。

- ・ 提出書類に虚偽の記載をした者
- ・ 提出期限までに所定の書類を提出しなかった者
- ・ 提案プレゼンテーションに参加しない者
- ・ 企画提案書に記載された技術者等が、契約締結後に当該業務に従事できない者
- ・ 受託候補者の選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った者
- ・ その他この要領の諸条件に違反した者

(3) 審査結果の発表

- ・ 審査結果については、令和8年6月10日（水）以降に提案者へ書面で通知する。
- ・ 次点の者又は選定されなかった者は、その理由について説明を求めることができる。説明を求めるときは、通知を受けた日の翌日から起算して7日（ただし、宇都宮市役所の閉庁日を含まない。）以内の午前8時30分か

ら午後5時までに審査結果の通知を持参の上、書面により申請するものとする。なお、その回答は後日、書面により行うものとする。

- ・ 審査結果に対する、異議申し立ては受け付けない。

12 契約

- ・ 最も優れた提案を行った提案者を契約候補者とし、随意契約を締結する予定である。
- ・ 契約候補者と契約締結に至らなかった場合は、次点の者を新たな契約候補者とする。
- ・ 契約手続き及び契約書は、宇都宮市契約規則の定めるところによる。
- ・ 当市は、契約締結後においても、契約業者に本提案における失格事項又は不正と認められる行為が判明した場合は、契約を解除できるものとする。

13 留意事項

- ア 本市担当職員との連絡を密にして業務に当たること。
- イ 業務の進捗状況については、本市担当職員と協議し、その指示に従うこと。
- ウ 本業務の実施により得られた成果は、宇都宮市に帰属する。
- エ 本業務の仕様書に疑義が生じた場合は、本市担当職員と協議し、その指示に従うこと。また、協議の結果を記した書面を本市に提出すること。
- オ 業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ本市の承諾を求めること。また、委託業務の全部を再委託することはできない。

14 その他

この要領は、令和8年4月30日から適用し、契約を締結した日の翌日にその効力を失う。